



はじめに

グローバル化の進展は、世界各地で新たな混乱を引き起こしている。その一つが、国際テロに対処するための防衛策の強化である。今年3月には、ロシアのモスクワで地下鉄爆破テロが起こっている。

この国際テロ犯罪へ本格的取り組みのきっかけとなったのが、アメリカでの9・11事件である。そして、この4月にワシントンで開催される核保安サミットでは、国際テロ組織が核兵器保有を目指す動きに対して各国で対策を検討することになっている。

同時に、世界各国において国内での治安悪化や犯罪増加が大きな社会問題になってきている。中国では、チベット自治区ラサ市の暴動（2008年4月）から雲南省昆明市（2010年3月）と、国内での暴動事件が相次いでいる。

我が国も例外ではない。警察庁の国際犯罪統計（平成19年度）によれば、外国人による国内での犯罪は長期的な傾向として増え続けている。

最近の5年間の犯罪数は、昭和の時代の最後に比べて10倍近い増加になっているという。かつては韓国・朝鮮人が最も多かったのが、現在は中国人が1位になっている。

しかも、日本人自身による犯罪率よりも、外国人（在日・訪日を含め）による犯罪率は数倍近く（国籍や在日・訪日によって異なるが）高くなっており、日本にいる外国人は危険な存在として、声高に批判する人も少なくないのも事実である。

このため、日本を含めて先進各国とも、空港や港湾での監視体制の強化から、繁華街での防犯カメラの設置まで、様々な監視体制の強化に努めてきている。

この結果、国民への監視強化が強まることになり、国民のプライバシーが大きく侵害される事態を招いている。

それだけではない。IT化の進展とともに、自国の市民による犯罪も増えているのである。市街地の防犯カメラよりも、市民が常に持ち歩いているカメラ付ケータイやデジカメによる盗撮が、深刻な問題を提起している。我が国は世界の国の中で、盗撮の被害が最も深刻な国といってよい。

かつて、政府による国民の監視や情報統制は、現政権の維持のために行われるものであり、国

民からは強い反対運動を招いてきたものである。国民の監視の強さは、国の民主主義体制の遅れを示しているものであり、国の民主化が進展すれば国民の監視は減るものと、考えられてきた。

しかし、グローバル化の時代を迎え、この前提が大きく崩れ始めているのである。国民の監視は、海外テロから自国民の安全を確保するために必要であるという、以前には考えられなかった事態が発生しているのである。

しかも、当初は海外からのテロ対策という海外からの脅威に対抗するためのものが、国内犯罪の拡大への対処が、大きな目的になりつつあるのである。すなわち、市民による市民に対する犯罪を、どう防ぐかが大きな課題になっているのである。

このような背景のもとで、国民全体が監視社会に組み込まれつつあるという異常な状態になりつつある。市街地の監視カメラ、電車や小売店内の監視カメラ、個人のカメラ付き携帯電話といったあらゆる所から監視され、これまでの言われてきた個人のプライバシーは、丸裸同然といった状況に追い込まれているのである。

気がついてみたら、いつの間にか暗い監視社会へと追い込まれつつある。この厳しい現実を再確認することによって、今後のデジタル社会のあり方について、再考する機会になればと考えている。

グーグルの中国撤退

グーグルは、2010年3月22日、中国本土で展開してきた検索サイトを閉鎖した。中国での検索サービスの停止は、中国政府から自己検閲を強制されてきたことと、グーグルのサイトへの中国国内からのサーバー攻撃が激しくなったことによる。

この事件は、グーグルが、2010年1月12日に、中国からの撤退の可能性を示唆したことに始まる。グーグルは2006年に中国進出以来、中国政府よりネット検索の自己検閲を強制されてきた。そのうえ、2009年12月半ばに、中国からのサイト攻撃がなされたことが、撤退示唆の公表につながったといえる。

撤退の背景には、グーグルは、中国のネット検閲に協力している企業として批判されてきたことも影響している。Amnestyは、中国のネット検閲・協力している企業として、Yahoo!, Microsoft, Google, Sun Microsystems, Nortel Networks, Cisco Systemsの企業名を公表し、これらの会社を批判してきている。

ただし、グーグルは中国から完全に撤退したわけでは決してない。グーグルは、香港に拠点を移し、自主検閲なしの中国語版検索サービスを、香港経由で提供すると発表している。さらに、グーグルは中国の現地法人は存続させ、研究開発や検索サービス以外の事業は継続することになっている。

この事件を中国側からみると、2つの問題が背景にある。一つは、中国では、天安門事件、チベット事件、新疆ウイグル事件といった政府を震撼させる暴動が繰り返されてきている。

現政権の維持のためには、言論統制が不可避な状態に追い込まれているのである。これらの事件の経緯がネットで公開されれば、現政府への批判が高まりかねない。

中国における民主化要求と言論の自由を求める動きは、着実に強まってきているという事情もある。たとえば、昨年10月には、中国の学者や弁護士が、言論の自由を求めて「ネット人権宣言」を出している。

もう一つは、中国ではインターネットによる情報の影響が高まってきていることがある。いまや中国は、世界一のインターネット人口を抱えるに至っている。CNNIC(中国インターネット・

ットワーク情報センター) は、中国のインターネット人口が、2009年6月末に、米国の総人口を上回る3億3,800万人に達し、世界最大となったと報じている。

このため、中国は世界で最もネット監視の厳しい国のひとつになっている。このネット監視に使われているシステムは、「サイバー万里の長城」、中国では「金盾」と呼ばれている。

この監視対象は、中国人だけでなく、中国国内で活動する欧米企業やその従業員にも向けられており、日本や欧米の政府は、これに反対してきている。

現在は、中国当局は、マイクロブログサービス「ツイッター (Twitter)」, ソーシャルネットワークサービス (SNS) 「フェイスブック (Facebook)」, 動画共有サイト「ユーチューブ (YouTube)」など、共有サイトへのアクセスは遮断している。しかし、よく考えてみると、国民に対する厳しい情報統制を強いているのは、中国政府だけではないのである。

アメリカのブッシュ政権は、「イラクの大量破壊兵器」問題で、マスコミの言論を封じ込め国民を欺き、2003年3月にイラク戦争に突入した。米政権がイラクの大量破壊兵器が虚構であると公式に認めたのは、1年半後の2004年10月のことである。

日本も例外ではない。沖縄への核兵器持ち込みに関する日米密約文書について、外務省ならびに自民党の各政権は、隠し続けてきた。この日米密約について、岡田外務大臣が公式に認めたのは、2010年3月9日のことである。

自民党から民主党へ政権交代して初めて、日米密約の嘘が明らかにされたのである。1972年の沖縄返還から38年もの長い期間、自民党政権と外務省は、国民を騙してきたのである。

電子パスポートから全身透視スキャナーへ

デジタル時代の国民監視への幕開けは、アメリカでの9・11事件 (2001年) に始まったといっ
てよい。アメリカでは、これを契機に、US-VISIT というプログラムの下に、米国への旅行者の出入国管理を厳格に行うということを決め、海外諸国への協力を要請したのである。そして、2006年10月26日より、国際テロ対策として、空港での監視を目的とした電子 (IC) パスポートの導入が始まった。この時、日本やEU加盟国も含めた27ヶ国が、米国の査証免除プログラム (VWP : Visa Waiver Program) 要件に適合するために、電子パスポートを導入したのである。

この電子パスポートの導入に、9・11事件発生から5年もの歳月を要したのは、EU加盟国をはじめ国内外の反発が強かったからである。特に、パスポートを携帯する人の個人情報盗まされたり、テロのターゲットにされる (テロリスト・ビーコン) のではないかという、内外の懸念によるものであった。

この電子パスポートの導入が、これまでの国民監視と基本的に異なるのは、海外からのテロ対策が目的であるため、国民からの暗黙の合意が得られているという点にある。国民の安全性を確保するためであり、国民の監視もやむを得ないというわけである。

少し横道にそれるが、これと同質の問題であるにもかかわらず、ほとんど話題にならなかったのが、我が国の自動車運転免許のIC化である。

我が国では、2007年1月より、ICカード運転免許証への切り替えが始まっている。免許証の個人情報盗まされ、離れた場所からのスキミングされる危険性は高い。常時持ち歩く運転免許証は、パスポートよりも、問題は遥かに大きい。

さて、昨年2009年12月25日、デトロイト上空でのデルタ航空機爆破テロ未遂事件をきっかけに、各国での監視体制が一層強化されることになった。

未遂事件直後の今年2010年1月以降、世界の主要空港で、乗客の全身透視スキャナーが導入さ

れたのである。この新しい措置の実施は、電子パスポートの導入と比べると、誠に速やかであったとあってよい。

我が国でも、前原国土交通相大臣が、成田空港で今年7月をめどに、全身スキャナーの実証実験を開始することを、先月の3月30日に明らかにしている。アメリカからの要請であるといってよい。アメリカへの旅行者に対して、成田空港ではすでに、検査員による全身のボディチェックが実施されている。

全身スキャナーの導入は、これまでの金属探知機が探知できない化学物質が、機内に持ち込まれたためである。

犯人が下着の下に隠し持っていた爆発物を見つけるためには、全身スキャナーの導入が不可欠とされたのである。

このスキャナーの導入については、これまでは乗客のプライバシーに配慮して差し控えられてきたのであるが、今回の爆破テロ未遂事件が、このタブーを解禁させる結果になったのである。

全身透視スキャナーは、極めて透視力が高く、人体の細部まで見えてしまう。個人のプライバシーは、ほとんど無視同然の扱いにまでなっている写真が公開されている。

ただし、技術は進化しており、「ローマ (Rome) のフィウミチーノ (Fiumicino) 国際空港に3月5日から、個人の身体的特徴は詳細に表示せずに、危険物の可能性のある所持品を検知する新型の全身透視スキャナーが試験導入される」とのニュースも、報じられている。

ちなみに、米運輸保安庁 (TSA) は、テロ防止の目的で一部の空港に導入した「全身透視スキャナー」によって乗客が隠していた危険物などが多数見つかри、空港の安全が大幅に強化されたと発表している (CNN ニュース, 2010年4月2日付け)。

市街地に急増する監視カメラ

さて、国民への監視は、空港だけではない。先進諸国では、首都を中心に都市の繁華街で、防犯を目的とした監視カメラが急増している。監視カメラの急増の背後には、テロだけでなく、市民による犯罪増加があるためである。

我が国では、アメリカの9・11事件が契機となって、東京の新宿歌舞伎町をはじめ監視カメラが急増し、街の風景が一変した。我が国の監視カメラの市街地への設置は、2002年2月の新宿の歌舞伎町に始まり、渋谷、池袋、上野、六本木へと順次設置範囲が拡大していった。

昨年2009年8月時点での、金融店舗のATMコーナーやコンビニ店舗、そして商店街への監視カメラの設置台数は、防犯カメラ業界の推定で330万台に達しているという。監視カメラ大国として有名な英国の1/3の台数に達している。

ちなみに、銀行のATMコーナーでの監視カメラは、カードの不正使用や振り込め詐欺への対応が目的である。特に、ATMを利用しての老人への振り込め詐欺被害は、巨額にのぼっており、監視カメラの設置は不可避とあってよい。

最近の話題としては、電車内での痴漢防止のための監視カメラ設置がある。JR東日本は、警察の要請を受けて、2009年12月28日より、JR埼京線の車内に監視カメラを設置した。この結果、2010年1月～2月の2ヶ月間の痴漢件数は、前年同期比で半減したと発表されている。

監視カメラといえば、ロンドンの監視カメラが世界的に有名である。それは、2005年7月の同時爆破テロ事件では、地下鉄と2階建てバスを爆破した犯人の逮捕に、監視カメラが大きく貢献したからである。

この事件当時、英国のロンドンやその他の大都市に集中して設置されている監視カメラの数は

420万台と推計されており、平均的な英国市民が1日に監視カメラに捕らえられる回数は300回とも言われていた。

すなわち、イギリスの監視カメラの設置は、アメリカの9・11事件よりも前の1990年代前半にさかのぼる。イギリスでは、1993年に起きたアイルランド共和軍（IRA）のテロ事件が引き金になっている。これにより、ロンドンの監視カメラ設置は、1994年から4年間に急増したのである。

注目させているのは、世界で最も数多く監視カメラが設置されている都市というだけでない。監視カメラ設置による防犯効果について、世界がその成否を注目しているからである。

それは、監視カメラの設置の大前提となっている治安悪化説や監視カメラ設置の防犯効果に対して、これまで様々な疑問が提出されているからである。各国ともに、市民を守るための防犯対策として導入してきている監視カメラであるが、防犯カメラとしてどの程度の効果があったのかに関しては、いまだ説得力のある資料は提出されていないのである。

ロンドン同時多発テロの際にも、監視カメラが効果をあげたという報道と、必ずしも効果を挙げていないという報道とがあった。監視カメラの設置については、実際の効果よりも、国際テロや国境を超える犯罪への心理的不安の解消の方が、大きく見方しているといつてよい。

国際テロや国内犯罪に対する国民全体の不安が、個人のプライバシー侵害や個人情報保護への関心を大きく上回っているのが、先進国に共通した状況といえる。この状況が変わらない限り、監視カメラの設置は続くことになるといつてよい。

性的犯罪者への電子監視

国民の安全を確保する政府の取り組みは、犯罪常習者や暴行歴のある者といった刑期終了者に対しても、始まっている。

世界的に、性的犯罪の刑期終了者の再発が大きな課題になってきているからである。この犯罪者の監視と犯罪の予防のため用いられているIT技術が、電子足環(または電子腕輪)とGPSである。

電子監視システムは、物理的な壁や檻による隔離、監視員という人間による直接的な監視ではなく、監視カメラ、ICタグ、GPSといったIT技術の組み合わせによって、電子的なバーチャルな檻を作って、遠隔的かつ間接的に監視しようとするものである。

リアルな監視からバーチャルな監視への転換によって、犯罪常習者や暴行歴のある者、さらに仮出所者による犯罪の再発防止が容易になり、しかも犯罪防止の経費を低く抑えられると期待されているのである。

電子監視については、我が国では、パリス・ヒルトンが保護観察期間中に飲酒運転を行い有罪となった事件(2007年)で、刑務所での収監から自宅謹慎に変えられて、GPS機能つき足環をつけられたことが話題となった。

さて、この電子監視の推進の背景には、欧米先進国や日本において、犯罪の増加、刑務所の不足、犯罪者の待遇悪化、刑期終了者の再発増加という悪循環に悩まされている事情がある。

この悪循環が断ち切れないのは、政府として刑務所の維持管理コストを増やせないからである。各国政府の厳しい財政事情が、少ない予算で効果が挙げられる犯罪防止策を要求している。

ここで注目されたのが、電子刑務所である。刑務所の維持管理コストが少なく済み、犯罪者の再発防止効果も望めるというわけである。このため、電子監視をする国が増加している。

2000年当時の欧州での電子監視の成果について、三井美奈は、「EU域内で導入済みの四か国とも成果は順調で、欧州保護観察常設会議によると、“電子刑務所”で受刑者が無事刑期を終える確率はスウェーデンで92%、オランダでは90%にのぼった」と報告している。

電子刑務所は、我が国でもすでに実施されている。2007年4月より、PFI（民間資金を活用した社会資本整備）方式による電子刑務所が開設されており、現在まで4箇所が設置されている。

名称は、なぜか、刑務所ではなく「社会復帰促進センター」と呼ばれている。

実際の電子監視の歴史は古く、1983年にアメリカでこの制度が導入されている。次いで1987年にカナダ、1989年にイギリスで導入されている。ただし、現在主流になっているGPS型の電子監視システム導入は、1990年代半ば以降のことである。

欧米諸国でGPS型が急速に広まるようになるのは、2000年を迎えてからである。イギリスでは、2000年11月に刑事司法裁判所法が成立し、GPS使用の電子監視が始められ、試行的にGPS電子監視が行われている。

アジアでは、韓国で2007年4月にGPS装着法が制定され、2009年8月に「電子足輪法」が成立し、実際に運用されている。

この結果、性犯罪を繰り返す犯罪者に、10年間、電子足輪を装着させることが法制化されたのである。電子足輪にはGPSが装着されており、犯罪者の行動は、24時間常時監視されている。

これに比べて、我が国では、現在検討段階であり、大きく遅れている。性犯罪の防止のためにも、早急に検討すべき課題といつてよい。

少し付言すると、電子監視に近い判決結果が2009年に出ている。東京地裁の強姦致傷事件の公判で、GPS携帯電話で被害者に居場所を通知し、被害者に近づかないという異例の誓約書を提出し、執行猶予付きの有罪判決を受けている事例がある。

盗撮大国日本

我が国は、世界一の盗撮大国と言われている。それは、カメラ付きケータイが普及しているからである。盗撮被害は現在も続いており社会問題化している。盗撮の問題は、誰もが加害者になりうるという点にある。

盗撮して逮捕された人の職歴をみると、教師・警察官・弁護士・公務員・議員・医者・銀行員・経営者など、社会的な地位や信用がある人たちまでに及んでおり、特定の人間に限定されていないのである。

1990年代までは、盗撮といえば、盗撮をプロとする人々による、収益目当てのマスメディアや、パパラッチによるものであった。社会的な有名人、皇室関係者、テレビ・タレント、政治家などの赤裸々なプライバシーを暴き、それをイエロー新聞や週刊誌に載せて稼ぐプロによる行為が中心であった。

最近の盗撮は、誰もが所有するデジタルカメラやカメラ付携帯電話による盗撮であり、誰もが加害者になる可能性が高いのである。特に、カメラ付携帯電話は、誰もが常時携帯しているツールである。すなわち、我々は、いつでもどこでも、誰かに盗撮される危険に晒されているのである。

この盗撮写真は、ネット上に不当に掲載される場合も少なくない。これまでの盗撮と質的に違うのは、不当な撮影行為だけに止まらず、撮影画像をもとに被害者を脅迫したり、ストーキングといった脅迫行為に及ぶセクシャルハラスメントやパワーハラスメントといった悪質なケースが増えている点にある。

さらに、この盗撮行為は、男性から女性に対しての盗撮だけではないのである。女性が同姓に対して行う、更衣室、脱衣所、公共浴場などで隠し撮りする悪質な盗撮も、少なくないのである。盗撮は、当然のことながら、違法行為として法的に処分されるべき行為といつてよい。アメリカ

では、カメラ付携帯電話が普及しはじめた 2004 年に、盗撮防止法（「Video Voyeurism Prevention Act of 2004」）が成立している。

残念ながら、盗撮天国と呼ばれる我が国では、盗撮防止法は国会に提出されたことはあるが、廃案になっているのである。盗撮防止法案は、自民党の「盗撮防止法ワーキングチーム」がまとめ、2005 年に議員立法として第 162 回国会に提出が予定されていたが延期され、廃案になっている。

このため、現在、既存の法律（下記）で取り締まっているのが現状である。この問題について、平成 18 年警察白書は、盗撮について次のように指摘し、暗に現行法の不備について言及している。「インターネット上には、殺人等の残虐な画像や人を誹謗・中傷する情報、盗撮画像等が氾濫している。このうち、盗撮画像については、盗撮された者のプライバシーを侵害するなど大きな社会問題となっている。

現在、警察では、盗撮行為について、軽犯罪法、いわゆる迷惑防止条例等を適用して取締りを進めているが、盗撮行為は違法であっても、それによって得られた盗撮画像を提供する行為は、当該画像が違法でない限り禁止されておらず、インターネット上に提供された当該画像がわいせつ画像、児童ポルノ画像等違法な画像である場合には刑法や児童買春・児童ポルノ法等を適用することとしている。」

(TadaakiNEMOTO)